

「まなびの森」活動報告

作成 2011.04.24

1. 開催場所 : まなびの森
2. 開催日 : 2011.04.24
3. 参加者 会員 : 蒲田会長、瀧口夫妻、大石、高崎、館
会員外 : みえぎん森林倶楽部 8名、シャープ 2名

内容

- 1) 植樹後の葉樹の点検。
- 2) 伐採木枝葉の焼却。
- 3) 草刈。
- 4) 5月7日の植樹寄せ書き用看板磨き。
- 5) 山菜摘みと山菜天婦羅



草刈



看板磨き



山菜天婦羅風景



揚げ上がり

「6午後1時より全体定例会開催」

主席者：蒲田会長、瀧口夫妻、桜井、松永、大石、清水、南条、岡島

内容

- 1) 4月25～26日 多度中学森林教室、レジメの確認
- 2) 4月29日 育成講座の準備確認・・午後の「水源の森づくり」のレクチャーは桜井理事担当
- 3) 5月7日後在所頂上、植樹ツアーの事前準備を4月25日に行う（不足分は5月連休中に行う）
- 4) 5月14日は3件重なっている為、会員の割り振りは下記とする。
 - A) まちのきこり人育成コース・・・松永（講師）、桜井、岡島、高崎（裏川は受講生で参加）
 - B) “ 育樹コース・・・（滝川講師）、水野、清水
 - C) 海山交流会・・・・・蒲田会長、瀧口（朱）、大石、小坂
 - D) 三重テレビ取材にアテンド・・・瀧口
- 5) 菰野長緊急雇用創出事業の継続契約について
 - A) 4月23日契約。
 - * 総額 13,641千円。
 - * 事業従事者数 6名
 - * 新規雇用者数 5名
 - * 月当りの稼働日数 22日を基本とする。
 - B) 4月28日雇用者面接・・・蒲田会長、瀧口
 - C) 5月9日～スタート
 - D) 5月9日から2週間程度は、会員で指導者として従事可能な人は、出来るだけ多数出勤して下さい。（作業内容の取り決めとルール作りの為）
 - E) 指導者としての会員の勤務は、半日交代とする。
尚、勤務日について固定日を希望する場合は申し出れば、配慮する。
- 6) NPO 法人の営利事業と非営利事業について（南条会計士より説明あり）
 - A) NPO 法人といえども、補助金、助成金等の名目だけでは非収益とは見なされない。
 - * 業務の公共性などによる、非課税規定を満足する、立証が必要である。
 - B) 請負、委託等の事業においても、契約書等にその事業に対する必要経費を上回らないような内容が明記されており、尚且つ、所轄税務署において確認を受けたもの意外は、収益事業と見なされる。
 - * 以上の観点から、今後の森林の風の会計処理をどうするか協議して欲しい。
 - * 特に、非収益事業を手間隙かけて分離処理するよりも、合算で通常の会計処理をして、収益が出れば、税金を払うと言う選択肢もあるので、検討課題とする。・・・出席者の意見

以上